

資料 2

令和 8 年 4 月 2 6 日 執行 予定

府 中 市 長 選 挙

府中市議会議員一般選挙

公費負担制度の手引

府中市選挙管理委員会

目 次

1	共通の原則	1
	・選挙運動用自動車公費負担事務手続一覧表	2
	・選挙運動用ポスター作成公費負担事務手続一覧表	3
	・選挙運動用ビラ作成公費負担事務手続一覧表	4
	・府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担制度の概要	5
2	公費負担手続図	6
3	選挙運動用自動車の使用の公費負担	7
4	ポスター作成の公費負担	8
5	ビラ作成の公費負担	9
6	公費負担関係提出書類等	1 1
7	公費負担制度の適用を受ける場合の手続き例	1 2
(1)	一般運送契約（タクシー・ハイヤー業者との契約）により、選挙運動用自動車使用の公費負担制度の適用を受ける場合	1 2
(2)	その他の契約により、選挙運動用自動車借入れの公費負担制度の適用を受ける場合	1 8
(3)	その他の契約により、選挙運動用自動車の燃料供給の公費負担制度の適用を受ける場合	2 4
(4)	その他の契約により、選挙運動用自動車の運転手雇用の公費負担制度の適用を受ける場合	3 2
(5)	ポスター作成契約により、選挙運動用ポスターの作成の公費負担制度の適用を受ける場合	4 3
(6)	ビラ作成契約により、選挙運動用ビラの作成の公費負担制度の適用を受ける場合（市長選挙）	5 1
(7)	ビラ作成契約により、選挙運動用ビラの作成の公費負担制度の適用を受ける場合（市議会議員一般選挙）	5 9

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担について

1 共通の原則

(1) 有償契約と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、「府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（以下「条例」という。）で定めるところにより、その旨を府中市選挙管理委員会に届け出なければなりません。

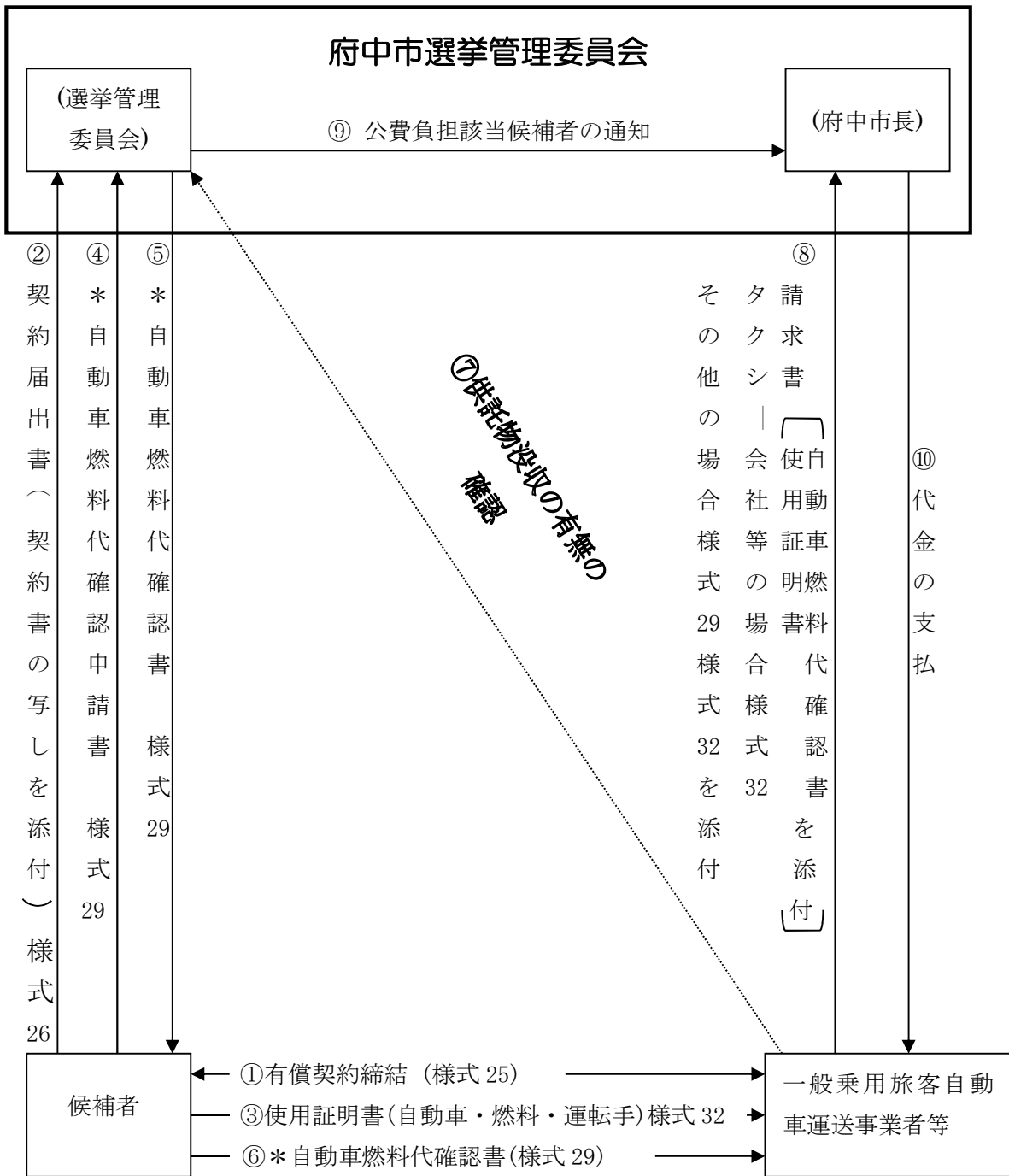
対象となるのは、有償契約に限られ、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 支払いの方法

前項の届出をした候補者が、当該契約に基づき、その契約の相手方に支払うべき金額のうち一定の金額については、その候補者に係る供託物が府中市に帰属することとならない時に限り、府中市長が、その契約の相手方（それぞれの業者等）からの請求に基づき、その契約の相手方に支払うものです。したがって、公費からの支払先は、業者等であって候補者ではありません。また、支払いの時期は、選挙期日後、供託金没収者が判明した時点以後となります。

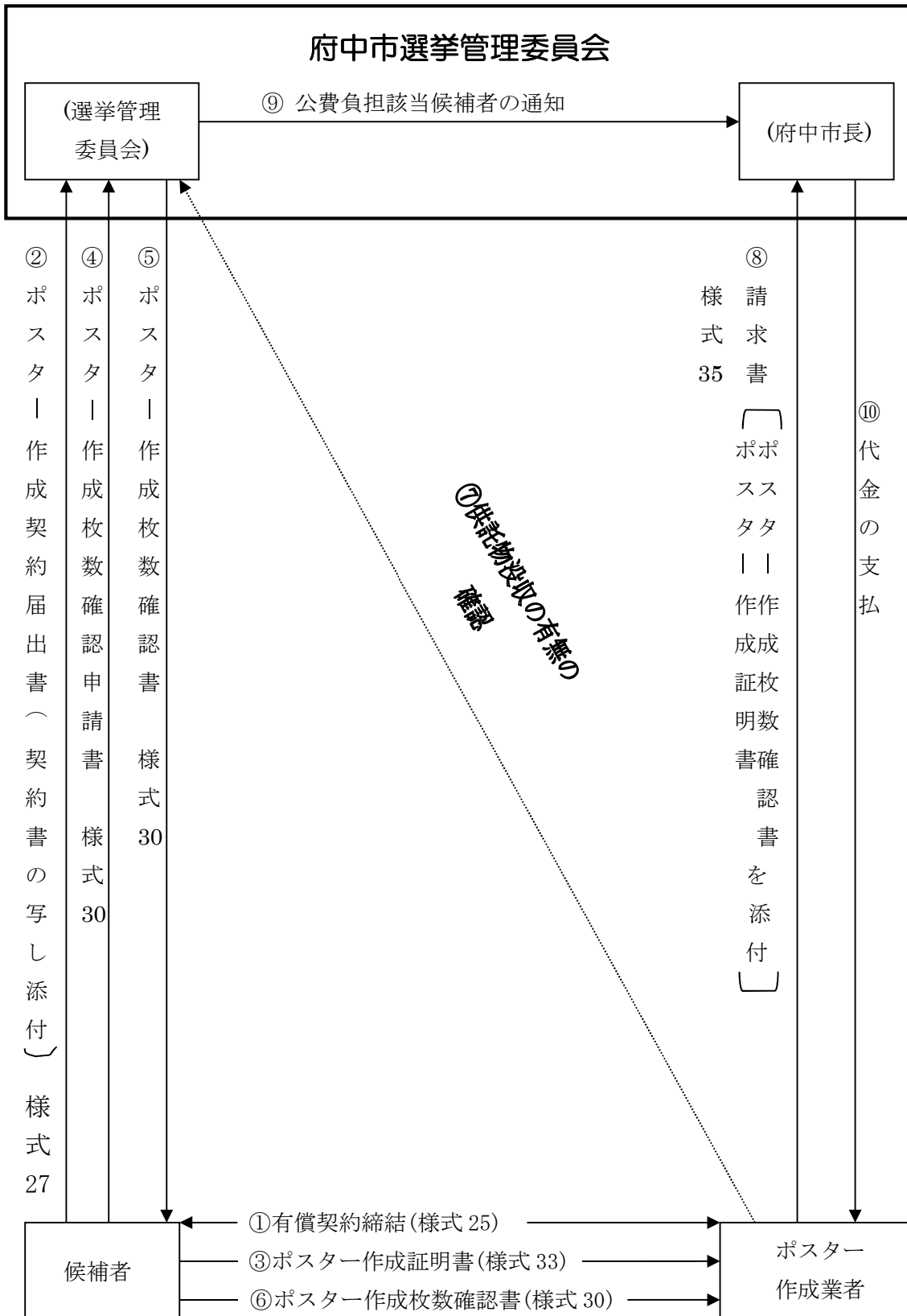
契約の締結から支払いまでの手続きを図示すると大要は、次のとおりです。

選挙運動用自動車公費負担事務手続一覧表



- (注) 1 燃料供給者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ、*印の手続きが必要です。
- 2 自動車、燃料及び運転手の使用証明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出していただきます。

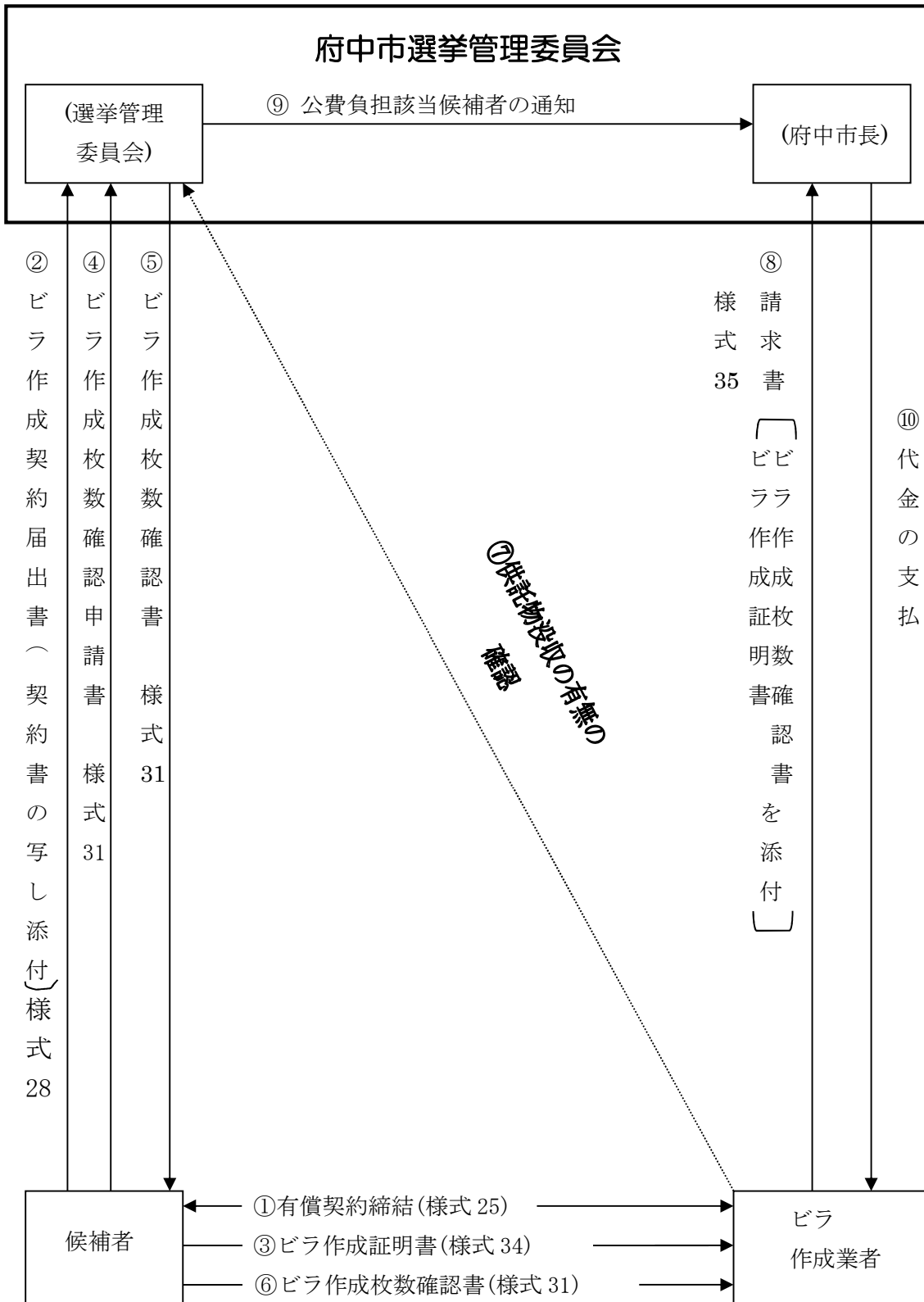
選挙運動用ポスター作成公費負担事務手続一覧表



(注) 1 ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。

2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出していただきます。

選挙運動用ビラ作成公費負担事務手続一覧表



(注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後でも差し支えありません。

2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出していただきます。

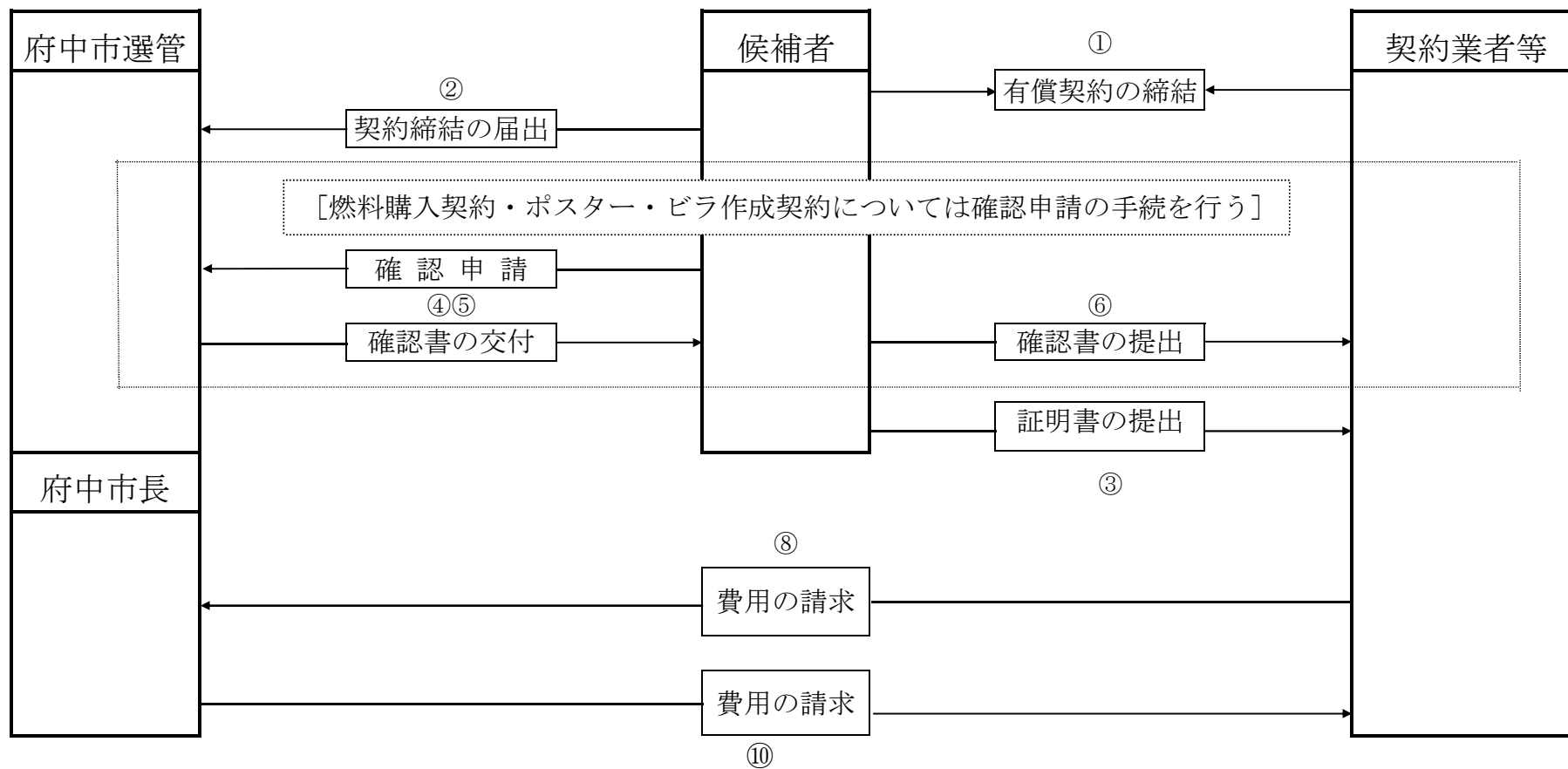
府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担制度の概要

1 公費負担の対象とその限度額

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	1 一般運送契約 (ハイヤー等) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る。)	各日について36,300円 (36,300円×7日=254,100円)	
	2 ・自動車借入契約 (レンタル) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る。)	各日について16,100円 16,100円×7日 = 112,700円	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で1 (一般運送契約) を選択した日は2 (その他の契約) の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。
	・燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円×選挙運動日数 7,700円×7日 = 53,900円	
	・運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日について1人に限る。)	各日について12,500円 12,500円×7日 = 87,500円	
その他			
作成ポスターの	当該候補者を通じて、作成単価 (右に示した単価の限度額以内) に作成枚数 (選挙区内のポスター掲示場の数の範囲内) を乗じた金額	$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 105,417 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数 (150か所)}} = 1,290 \text{ 円}$ <p>(1円未満の端数は切り上げ)</p> $1,290 \text{ 円} \times 150 \text{ か所} = 193,500 \text{ 円} \quad \div (1289.66)$	
作成ビラの	当該候補者を通じて、作成単価 (作成額÷作成枚数の単価と上限作成単価の低い額) に作成枚数 (作成枚数と上限作成枚数の少ない枚数) を乗じた金額	上限単価 8.38円	上限枚数 (市長) 16,000枚 (市議会議員) 4,000枚

- (注) ① 公費負担の対象者は、供託物が府中市に帰属することとならない候補者に限ります。
 ② 選挙運動用自動車の使用については、告示日の午後5時において候補者が定数を超えないことにより無投票となった場合は、告示日1日分のみしか公費負担の対象となりません。

2 公費負担手続図



3 選挙運動用自動車の使用の公費負担

候補者は、供託物が没収されない限り、条例で定める額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものです。

- (1) 候補者による選挙運動用自動車の使用形態としては、いわゆる**事業用自動車**若しくは**自家用自動車**の使用が考えられます。具体的には、事業用自動車の使用とは、一般乗用旅客自動車運送事業として運輸大臣から認可を受けて行われているタクシー・ハイヤー等の使用です。また、自家用自動車の使用とは、自動車賃貸業として運輸大臣から認可を受けて行われているレンタカーの使用及び知人等が所有しているいわゆるマイカーの使用です。

前者と後者の違いについては、前者が車両、燃料代及び運転手の全てが丸抱えであるのに対して、後者は、車両のみの貸与であるということです。

(2) 有償契約と届出

- ① 候補者は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、その他の者と選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添え、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を府中市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

ここで、「運送契約書の契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。」とは、候補者と生計を一にする親族のうち、マイカーを所有する者から借りる選挙運動用自動車の使用については、選挙公営の公費負担の対象とはならないことを意味するものです。

- ② 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされていますが、ここにいる「契約に関する書面の写し」とは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容（契約の当事者、契約期間（借入期間、燃料供給量、雇用期間）、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされているものの写しでなければなりません。このような事項が書面上明らかにされている限りは、使用申込書というようなものの写しでも差し支えありません。

契約届出書を提出した候補者は、「選挙運動用自動車使用証明書」を有償契約締結した一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者に提出しなければなりません。

(3) 支払方法

- ① 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を提出した候補者が、当該契約に基づいて一般乗用自動車運送事業者その他の者に支払うべき金額のうち、ア及びイに定める金額については、供託物が没収されない場合に限り、府中市長が、選挙後に当該一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者からの請求に基づいて支払うこととなります。

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合

選挙運動用自動車1台につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（その金額が36,300円を超える場合には、36,300円）の合計金額。ただし、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、候補者が指定するいずれか1

台について計算されます。

イ ア以外の契約である場合

(これは、自動車の借入、燃料の使用及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合)

a 自動車の借入

選挙運動用自動車1台につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(その金額が16,100円を超える場合は、16,100円)の合計金額。なお、同一の日において2台以上の自動車を使用される場合には、候補者が指定するいずれか1台について計算されることとなるのはアの場合と同様です。

b 燃料の使用

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金が、既に(2)の届出に係る契約に基づき、供給を受けた燃料の代金と合算して7,700円に立候補の届出の日から選挙の前日(無投票の場合は、その事由が生じた日)までの日数を乗じて得た金額の範囲内であることにつき、当該候補者が府中市選挙管理委員会に「自動車燃料代確認申請書」を提出して確認を受けた金額

この金額の確認を受けた候補者には、直ちに府中市選挙管理委員会から、「自動車燃料代確認書」が交付されますので、候補者はこの確認書を直ちに燃料供給業者に提出しなければなりません。

c 運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手が運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬(報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額。ただし、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合には、候補者が指定するいずれか1人について計算されることとなります。なお、同一の日につき、アとイの契約のいずれもが締結された場合(例えば、ハイヤーとレンタカーを同一日に使用する場合)には、候補者が指定するいずれか1つの契約が締結されているものとみなされます。

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者は、公費負担の請求をしようとする場合には、請求書に「選挙運動用自動車使用証明書」(燃料代にあっては、その証明書及び確認書)を添えて、府中市長に提出しなければなりません。

4 ポスター作成の公費負担

候補者は、条例で定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。この場合も、選挙運動用自動車の公営と同様に供託物没収者は除外されます。

(1) 有償契約と届出

ポスターの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者とポスターの作成に関し有償契約を締結し、直ちに(立候補の届出前に契約をしたときは立候補の届出後直ちに)当該契約に関する書面の写しを添え、「ポスター作成契約届出書」を府中市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

契約の相手方は、ポスターの作成を業とする者です。

なお、この届出書には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされていますが、ここにいう「契約に関する書面の写し」とは、選挙運動用自動車の使

用の公費負担の場合（3の(2)の②）と同様です。

契約届出書を提出した候補者は、「ポスター作成証明書」を有償契約締結したポスター作成業者に提出しなければなりません。

(2) 支払方法

① ポスター作成契約届出書を提出した候補者がその契約に基づきその契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、作成単価（作成単価がアの限度額を超えるときは当該限度額）にイに掲げる確認枚数を乗じて得た金額を、供託物が没収されない場合に限り、選挙後に当該ポスター作成業者からの請求に基づき、府中市長が、当該ポスター作成業者に支払うこととなります。

支払対象金額は、有償契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額が対象とされますが、これには、次に掲げるように作成単価と作成枚数の両方に限度があります。

ア 作成単価の限度額（1円未満の端数は、切り上げ）

$$\text{単価} = \frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 105,417\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} = 1,290\text{円}$$

イ 確認枚数 ポスター掲示場の数（150か所）

ポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、当該候補者が府中市選挙管理委員会に「ポスター作成枚数確認申請書」を提出して確認を受けた枚数

この確認の趣旨は、契約が複数になった場合に、法定枚数の範囲内で公費負担の対象を振り分けるためです。

この確認を受けた候補者には、直ちに府中市選挙管理委員会から、「ポスター作成枚数確認書」が交付されますので、候補者は、この確認書を直ちにポスター作成業者に提出しなければなりません。

② 有償契約を締結したポスター作成業者は、公費負担の請求をしようとする場合には、請求書に「ポスター作成証明書」及び「ポスター作成枚数確認書」を添えて、府中市長に提出しなければなりません。

5 ビラ作成の公費負担

候補者は、条例で定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができます。この場合も、選挙運動用自動車の公営と同様に供託物没収者は除外されません。

(1) 有償契約と届出

ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者とビラの作成に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に契約をしたときは立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添え、「ビラ作成契約届出書」を府中市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

契約の相手方は、ビラの作成を業とする者です。

なお、この届出書には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされていますが、ここにいう「契約に関する書面の写し」とは、選挙運動用自動車の使用の公費負担の場合（3の(2)の②）と同様です。

契約届出書を提出した候補者は、「ビラ作成証明書」を有償契約締結したビラ

作成業者に提出しなければなりません。

(2) 支払方法

- ① ビラ作成契約届出書を提出した候補者がその契約に基づきその契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、作成単価（作成単価がアの限度額を超えるときは当該限度額）にイに掲げる確認枚数（作成枚数の事で、限度枚数を超えるときは当該限度枚数）を乗じて得た金額を、供託物が没収されない場合に限り、選挙後に当該ビラ作成業者からの請求に基づき、府中市長が、当該ビラ作成業者に支払うこととなります。

支払対象金額は、有償契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額が対象とされますが、これには、次に掲げるように作成単価と作成枚数の両方に限度があります。契約枚数及び単価が限度枚数及び基準単価より低い場合は、それぞれ低い方の単価に枚数を乗じて得た金額が限度額となります。

ア 作成単価の限度額（基準単価）

8. 38（円／枚）

イ 確認枚数

当該候補者が府中市選挙管理委員会に「ビラ作成枚数確認申請書」を提出して確認を受けた枚数

この確認の趣旨は、契約が複数になった場合に、法定枚数の範囲内で公費負担の対象を振り分けるためです。

この確認を受けた候補者には、直ちに府中市選挙管理委員会から、「ビラ作成枚数確認書」が交付されますので、候補者は、この確認書を直ちにビラ作成業者に提出しなければなりません。

作成枚数の制限（限度枚数）

市長 16,000枚

市議 4,000枚

- ② 有償契約を締結したビラ作成業者は、公費負担の請求をしようとする場合には、請求書に「ビラ作成証明書」及び「ビラ作成枚数確認書」を添えて、府中市長に提出しなければなりません

6 公費負担関係書類の提出期限等

区 分	(候補者→選管) 契約締結の届出	(候補者→選管) 確認申請書の提出	(候補者→契約相手) 確認書の交付	(候補者→契約相手) 証明書の交付	(契約相手→選管) 請求書の提出
一般運送契約 (ハイヤー方式)	4 / 1 9 ~ 4 / 2 2	_____	_____	契約履行確認後直ちに	4 / 2 8 ~ 5 / 1 5
自動車借入契約		_____	_____		
自動車燃料供給契約		4 / 2 6 ~ 4 / 2 8	選管から受領後直ちに		
自動車運転手雇用契約		_____	_____		
ポスター作成契約		4 / 1 9 ~ 4 / 2 2	選管から受領後直ちに		
ビラ作成契約		4 / 1 9 ~ 4 / 2 2	選管から受領後直ちに		

告示日 令和8年4月19日(日)
 選挙期日 令和8年4月26日(日)

7 公費負担制度の適用を受ける場合の手続き例

(1) 一般運送契約（タクシー・ハイヤー業者との契約）により、選挙運動用自動車使用の公費負担制度の適用を受ける場合

(注)

- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その1）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約業者へ証明書（別記第4号様式その1）を交付してください。
- ③ 契約業者は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その1）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月15日）
ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合は、上記の請求書の提出はできません。候補者に請求することになります。

令和 8年 4 月 1日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

名 前 甲 野 太 郎 印

乙 住 所 府中市〇〇町432番地の1

名 前 桜タクシー株式会社

代表取締役 桜 一郎 印

② (候補者 選管) ※4月22日までに選管へ提出すること。

26

別記第1号様式 (第2条関係)

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年4月6日	府中市〇〇町432-1 桜タクシー株式会社 代表取締役 桜 一郎	4月19日~4月25日	302,400円	
年 月 日		月 日~ 月 日	円	

行が不足する場合、「別紙のとおり」とし、別紙に記入してください。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区 分	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	年 月 日		月 日~ 月 日	円	
	年 月 日		月 日~ 月 日	円	
燃料代	年 月 日		1ヶ月あたり	円	
	年 月 日		1ヶ月あたり	円	
運転手の 雇用	年 月 日		月 日~ 月 日	円	
	年 月 日		月 日~ 月 日	円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料単価を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

③ (候補者→業者) ※契約履行確認後直ちに契約業者へ交付すること。

別記第4号様式 (第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和8年4月26日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名 (自署) 又は記名・押印してください。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送 事業 者等	氏名又は名称	桜タクシー株式会社		
	住所 (所在地)	府中市〇〇町432番地の1		
	法人にあってはその代表 者の氏名	代表取締役 桜 一郎		
車種及び自動車登録番号		運送等年月日	運送等金額	備考
〇〇福山55あ12-34		令和8年4月19日	43,200 円	
//		令和8年4月20日	43,200 円	
//		令和8年4月21日	43,200 円	
//		令和8年4月22日	43,200 円	
//		令和8年4月23日	43,200 円	
//		令和8年4月24日	43,200 円	
//		令和8年4月25日	43,200 円	

備考

- この証明書は、運送事業者ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、府中市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額です。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 36,300 円
 - (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送契約区分」欄の1) とそれ以外の契約 (「運送契約区分」欄の2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、府中市に支払を請求することはできません。

④ (業者→選管) ※契約業者は、選挙終了後速やかに候補者から交付された証明書を添

付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月15日)

別記第7号様式(第6条関係)

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

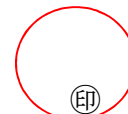
令和8年4月28日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町432番地の1

名前又は名称 桜タクシー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 桜 一郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1 請求金額	251,020 円
2 内 訳	請求内訳書のとおり
3 令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙	
4 候補者の名前	甲野 太郎
備考	1 この請求書は、候補者から受領した、①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに②口座振替依頼書を添えて提出してください。 2 候補者が供託物を没収された場合には、府中市に支払を請求することはできません。

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により自動車を使用した場合)

この欄は証明書の金額欄と一致するものであること。

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年4月19日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月20日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月21日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月22日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月23日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月24日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
令和8年4月25日	43,200 円	36,300 円	36,300 円	
計	302,400 円	254,100 円	254,100 円	

備考 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄うちいずれか少ない方の額を記載してください。

※契約金額(302,400円)から市への請求金額(254,100円)を差し引いた額(48,300円)は、契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

(2) その他の契約により、選挙運動用自動車借入れの公費負担制度の適用を受ける場合

(注)

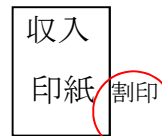
- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その1）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約相手方へ証明書（別記第4号様式その1）を交付してください。
- ③ 契約相手方は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その2）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月15日）

ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合には、上記の請求書の提出はできません。

※ 自動車借入れの公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車として借入れた車両本体のみです。

① (候補者 ↔ 契約相手方)

車両賃貸借契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲野太郎** (以下「甲」という。)
と **山田一郎** (以下「乙」という。) は、車両の賃貸借について次のとおり
契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のため使用

2 車種及び登録番号

車種 ○○○○ 登録番号 福山555い12-34

3 台数 1台

4 使用期間

令和8年4月19日から
令和8年4月25日まで } 7日間

ただし、公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなっ
たときは、上記の規定にかかわらず、使用期間は4月17日からその事由が生じ
た日までとする。

5 契約金額 113,400円

(※) レンタカー業者と契約する場合は、消費税を含めた額で契約すること。

内訳 1日 16,200円×7日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款
に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものと
し、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不
足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙
は府中市には請求できない。

8 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 11日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 住 所 府中市〇〇町23番地の1

氏 名 山 田 一 郎 印

②（候補者 選管） ※4月22日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式（第2条関係）

その1

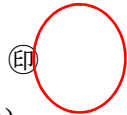
選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区 分	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和8年4月11日	府中市〇〇町23-1 山田 一郎	4月19日～4月25日	113,400円	
	令和 年 月 日		月 日～ 月 日	円	
燃料代	令和8年4月7日	府中市〇〇町12-3 良質石油販売(株) 代表取締役 良質三郎	1リットル当たり	155円	
	令和 年 月 日		1リットル当たり	円	
運転手の 雇用	令和8年4月8日	府中市〇〇町10-1 安 全 守	4月19日～4月22日	40,000円	
	令和8年4月8日	府中市〇〇町2-5 道 路 通	4月23日～4月25日	30,000円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料単価を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

③ (候補者→業者) ※契約履行確認後直ちに契約業者へ交付すること。

別記第4号様式 (第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和8年4月26日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名 (自署) 又は記名・押印してください。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送 事業 者等	氏名又は名称	山田 一郎		
	住所 (所在地)	府中市〇〇町23番地の1		
	法人にあつてはその代表 者の氏名	(Blank)		
車種及び自動車登録番号		運送等年月日	運送等金額	備考
〇〇〇福山555い12-34		令和8年4月19日	16,200円	
//		令和8年4月20日	16,200円	
//		令和8年4月21日	16,200円	
//		令和8年4月22日	16,200円	
//		令和8年4月23日	16,200円	
//		令和8年4月24日	16,200円	
//		令和8年4月25日	16,200円	

備考

- この証明書は、運送事業者ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、府中市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額です。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	36,300円
(2) (1)以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送契約区分」欄の1) とそれ以外の契約 (「運送契約区分」欄の2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、府中市に支払を請求することはできません。

④ (契約相手方→選管) ※契約業者は、選挙終了後速やかに候補者から交付された証明書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月13日)

別記第7号様式(第6条関係)

その2

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

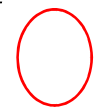
令和8年4月28日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町23番地の1

氏名又は名称 山田 一郎

代表者の氏名



印

※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1 請求金額	110,600 円
2 内 訳	請求内訳書のとおり
3 令和8年4月26日 執行	府中市議会議員一般選挙
4 候補者の名前	甲野 太郎
備考	
1 この請求書は、候補者から受領した、①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに②口座振替依頼書を添えて提出してください。	
2 候補者が供託物を没収された場合には、府中市に支払を請求することはできません。	

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(自動車)

証明書の金額欄と一致するものであること。

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年4月19日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月20日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月21日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月22日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月23日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月24日	16,200円	16,100円	16,100円	
令和8年4月25日	16,200円	16,100円	16,100円	
計	113,400円	112,700円	112,700円	

備考 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄うちいずれか少ない方の額を記載してください。

※契約金額(113,400円)から市への請求金額(112,700円)を差し引いた額(700円)は契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

(3) その他の契約により、選挙運動用自動車の燃料供給の公費負担制度の適用を受ける場合

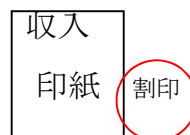
(注)

- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その1）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、契約期間終了後直ちに、燃料代確認申請書（別記第2号様式その1）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：4月28日）その後、府中市選挙管理委員会から候補者へ確認書を郵送で交付します。
候補者は、この確認書を、受領後直ちに契約業者へ渡してください。
- ③ 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約業者へ証明書（別記第4号様式その2）を交付してください。
- ④ 契約業者は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された確認書、証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その2）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月15日）
ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合には、上記の請求書の提出はできません。

※ 燃料供給の公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車への燃料供給のみです。

① (候補者 ↔ 契約業者)

選挙運動用自動車燃料供給契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。)
と **良質石油販売株式会社** (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の
燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和8年4月19日から令和8年4月25日まで

ただし、公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった
ときは、上記の規定にかかわらず、供給期間は4月17日からその事由が生じた日
までとする。

2 供給場所

所在地 **府中市〇〇町12番地の3**

名 称 **良質石油販売株式会社〇〇給油所**

3 供給を受ける自動車の登録番号

福山555い12-34

4 金 額

単価1ℓ当たり155円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

(※)消費税額を含めた単価で契約すること。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものと
し、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不
足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙
は府中市には請求できない。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 7 日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 (印)

乙 住 所 府中市〇〇町12番地の3

良質石油販売株式会社

代表取締役

氏 名 良 質 三 郎 (印)

② (候補者→選管) ※4月22日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式(第2条関係)

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎

印

※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区 分	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
燃料代	令和8年4月7日	府中市〇〇町12-3 良質石油販売(株) 代表取締役 良質三郎	1リットル当たり	155円	
	年 月 日		1リットル当たり	円	
運転手の 雇用	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
	年 月 日		月 日～ 月 日	円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料単価を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

③ (候補者 → 選管)

※契約期間終了後直ちに、選管へ提出してください。(提出期限：4月28日)

別記第2号様式(第3条関係)

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年4月26日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎

印

※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 契約年月日	令和8年4月7日	
2 契約の相手方	(1)氏名又は名称	良質石油販売株式会社
	(2)住所(所在地)	府中市〇〇町12番地の3
	(3)法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 良質 三郎
3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号	福山 〇〇〇 〇 〇〇 〇〇	
4 確認申請金額	52,920円	
区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	円
今回の購入金額(b)	54,250円	53,900円
燃料代計(a)+(b)	54,250円	53,900円
5 連絡先(氏名・電話番号)	良質 九郎・0847-00-0000	
備考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から府中市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 4 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります

※3の確認申請金額について

- ① 1業者のみと契約し、公費負担の適用を受けようとする場合。確認申請金額は53,900円を超えてはいけません。
- ② 複数の業者と契約し、各々の契約について公費負担の適用を受けようとする場合。業者ごとに確認申請書の提出が必要であり、各々の確認申請書の確認申請金額を合計したものが53,900円を超えてはいけません。

④ (選管→ 候補者→ 契約業者) ※確認申請書が提出された後、選管から候補者へ郵送で交付します。受領後、この確認書を契約業者へ渡してください。

別記第3号様式 (第3条関係)

その1

確認番号 第 号

自動車燃料代確認書

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和8年〇月〇〇日

府中市選挙管理委員会
委員長 玉山 洋 印

- 1 令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙
- 2 候補者の名前 甲野 太郎
- 3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号
福山 〇〇〇 〇 〇〇 〇〇
- 4 確認金額 53,900 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、府中市に支払を請求することはできません。

⑤（候補者→契約業者） ※契約の履行確認後直ちに、契約業者へ交付すること。

別記第4号様式(第5条関係)

その2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

令和8年 4月19日

令和8年 4月26日執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください。

燃料供給業者	氏名又は名称	良質石油販売株式会社		
	住所（所在地）	府中市〇〇町12番地の3		
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 良質三郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考 (1リットルあたり価格(税込)・走行距離)
令和8年4月19日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月20日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月21日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月22日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月23日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月24日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	
令和8年4月25日	福山 〇〇〇〇〇	50 リットル	7,750 円	

備考

- この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 燃料供給業者が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、府中市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

⑥ (契約業者 → 選管) ※契約業者は、選挙終了後速やかに候補者から交付された証明書、

確認書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月13日)

別記第7号様式(第6条関係)

その2

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

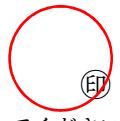
令和8年4月26日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町12番地の3

氏名又は名称 良質石油販売株式会社

代表者の氏名 代表取締役 良質三郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1 請求金額	52,920 円
2 内 訳	請求内訳書のとおり
3 令和8年 4月26日執行	府中市議会議員一般選挙
4 候補者の氏名	甲野 太郎
備考	
1 この請求書は、候補者から受領した、①選挙運動用自動車使用証明書(燃料代)とともに選挙の期日後速やかに②口座振替依頼書を添えて提出してください。	
2 候補者が供託物を没収された場合は、債務者は府中市に支払を請求することはできません。	

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(燃料代) 証明書の金額欄と一致するものであること。

販売年月日	燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年4月17日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月18日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月19日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月20日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月21日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月22日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
令和8年4月23日	福山 〇〇〇〇〇	155円 × 50 $\frac{リットル}{ドル}$ = 7,750円	7,700円	7,700円	
計		54,250円	53,900円	53,900円	

備考 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※供給金額(54,250円)から市への請求金額(53,900円)を差し引いた額(350円)は、契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

(4) その他の契約により、選挙運動用自動車の運転手雇用の公費負担制度の適用を受ける場合

(注)

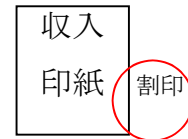
- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その1）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約相手方へ証明書（別記第4号様式その3）を交付してください。
- ③ 契約相手方は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その2）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月11日）

ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合には、上記の請求書の提出はできません。

※ 自動車運転手の公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車を運転した者のみです。

① (候補者 ↔ 契約相手方)

自動車運転契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。)
と **道 路 通** (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法
第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和8年4月19日から
令和8年4月21日まで } 4日間

原則として毎日8時00分から20時00分まで

ただし、公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった
ときは、上記の規定にかかわらず、運転期間は4月17日からその事由が生じた日
までとする。

2 契約金額 **52,000円**
(1日につき**13,000円**)

3 運転する車両の登録番号
福山555い12-34

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものと
し、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不
足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙
は府中市には請求できない。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 8 日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

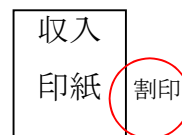
氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 住 所 府中市〇〇町10番地の1

氏 名 道 路 通 印

① (候補者 ← 契約相手方)

自動車運転契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。)
と **安 全 守** (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法
第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和8年4月22日から
令和8年4月25日まで } 3日間

原則として毎日8時00分から20時00分まで

ただし、公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった
ときは、上記の規定にかかわらず、運転期間は4月17日からその事由が生じた日
までとする。

2 契約金額 **39,000円**
(1日につき**13,000円**)

3 運転する車両の登録番号
福山555い12-34

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものと
し、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不
足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合には、
乙は府中市には請求できない。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 8 日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 住 所 府中市〇〇町2番地の5

氏 名 安 全 守 印

② (候補者→選管) ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式 (第2条関係)

その1

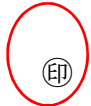
選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月17日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	
年 月 日		月 日～ 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区 分	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
	年 月 日		月 日～ 月 日	円	
燃料代	年 月 日		1 回あたり	円	
	年 月 日		1 回あたり	円	
運転手の雇用	令和8年4月8日	府中市〇〇町10-1 道路通	4月19日～4月22日	52,000 円	
	令和8年4月8日	府中市〇〇町2-5 安全守	4月23日～4月25日	39,000 円	

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料単価を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

③（候補者 → 契約相手方） ※契約の履行確定後直ちに契約相手方へ交付すること。

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和8年4月26日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください。

運転手	住 所	府中市〇〇町10番地の1	
	氏 名	道 路 通	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令和8年4月19日		13,000 円	
令和8年4月20日		13,000 円	
令和8年4月21日		13,000 円	
令和8年4月22日		13,000 円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、府中市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円です。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、府中市に支払を請求することはできません。

③（候補者→契約相手方）※契約の履行確定後直ちに契約相手方へ交付するこ

別記第4号様式（第5条関係）

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和8年4月26日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください

運転手	住 所	府中市〇〇町2番地の5	
	氏 名	安 全 守	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令和8年 4月 23日		13,000 円	
令和8年 4月 24日		13,000 円	
令和8年 4月 25日		13,000 円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考

- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、府中市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円です。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、府中市に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年4月30日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町10番地の1

氏名又は名称 道 路 通

代表者の氏名



印

※本人が署名(自署)又は記名・押印してください

1	請求金額	50,000 円
2	内 訳	請求内訳書のとおり
3	令和8年 4月26日執行	府中市議会議員一般選挙
4	候補者の氏名	甲野 太郎
備考		
1 この請求書は、候補者から受領した、①選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに②口座振替依頼書を添えて提出してください。		
2 候補者が供託物を没収された場合は、府中市に支払を請求することはできません。		

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)
(運転手) 証明書の金額と一致するものであること。

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年4月19日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和8年4月20日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和8年4月21日	13,000円	12,500円	12,500円	
令和8年4月22日	13,000円	12,500円	12,500円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計	52,000円	50,000円	50,000円	

備考 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄うちいずれか少ない方の額を記載してください。

※契約金額(52,000円)から市への請求金額(50,000円)を差し引いた額(2,000円)は、契約者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

④ (契約相手方 → 選管) ※契約相手方は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された
 証明書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月13日)
 別記第7号様式(第6条関係)

その2

請 求 書
 (選挙運動用自動車の使用)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の
 規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年4月30日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町10番地の1

氏名又は名称 安 全 守

代表者の氏名



印

※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1 請求金額	50,000 円
2 内 訳	請求内訳書のとおり
3 令和8年 4月26日執行	府中市議会議員一般選挙
4 候補者の氏名	甲野 太郎
備考 1 この請求書は、候補者から受領した、①選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに②口座振替依頼書を添えて提出してください。 2 候補者が供託物を没収された場合は、府中市に支払を請求することはできません。	

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)
 (運転手) 証明書の金額と一致するものであること。

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年4月23日	13,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年4月24日	13,000 円	12,500 円	12,500 円	
令和8年4月25日	13,000 円	12,500 円	12,500 円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計	39,000 円	37,500 円	37,500 円	

備考 「請求金額」(計)欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄うちいずれか少ない方の額を記載してください。

※契約金額(39,000円)から市への請求金額(37,500円)を差し引いた額(1,500円)は、契約者は候補者へ請求し、候補者が支払うこととなります。

(5) ポスター作成契約により、選挙運動用ポスターの作成の公費負担制度の適用を受ける場合の手続例

(注)

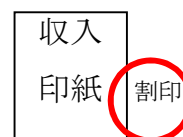
- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その3）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、4月19日から4月22日までに、ポスター作成枚数確認申請書（別記第2号様式その3）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。
その後、府中市選挙管理委員会から候補者へ確認書を郵送で交付します。
候補者は、この確認書を、受領後直ちに契約業者へ渡してください。
- ③ 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約業者へ証明書（別記第6号様式）を交付してください。
- ④ 契約業者は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された確認書、証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その4）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月15日）

ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合は、上記の請求書の提出はできません。

※ ポスター作成の公費負担の対象となるのは、選挙運動用ポスターの印刷代のみです。葉書の印刷代は、公費負担の対象とはなりません。

① (候補者 ↔ 契約業者)

選挙運動用ポスター作成契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。)
と **美紙印刷株式会社** (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次の
とおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第143条に定めるポスター

2 枚 数 **160枚**

3 契約金額 **192,000円** ※消費税を含めた金額で契約すること。
(単価 **1,200円**)

4 納入期限

令和8年4月11日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した時には、乙は府中市に請求できない。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 3 日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 (印)

乙 住 所 府中市〇〇町20番地の1

氏 名 美紙印刷株式会社

代表取締役

氏 名 美 紙 六 郎 (印)

② (候補者 → 選管) ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式 (第2条関係)

その3

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成に係る契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

契約年月日	契約の相手方の名前又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の名前	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年4月3日	府中市〇〇町20番地の1美紙印刷株式会社 代表取締役 美紙六郎	160枚	192,000円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 契約年月日		令和8年4月3日	
2 契約の相手方	(1)氏名又は名称	美紙印刷株式会社	
	(2)住所（所在地）	府中市〇〇町20番地の1	
	(3)法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 美紙 六郎	
3 確認申請枚数		150枚	
区分		作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		0枚	枚
今回の枚数 (b)		160枚	150枚
枚数計 (a)+(b)		160枚	150枚
4 連絡先	(1)氏名	甲野 太郎	
	(2)電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
備考			

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から府中市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

※3の確認申請枚数について

- ① 1業者のみと契約し、公費負担の適用を受けようとする場合
確認申請枚数は、150枚を超えてはいけません。
- ② 複数の業者と契約し、各々の契約について公費負担の適用を受けようとする場合
業者ごとに確認申請書の提出が必要であり、各々の確認申請書の確認申請枚数を合計したものが150枚を超えてはいけません。

④ (選管 → 候補者 → 契約業者) ※確認申請書が提出された後、選管から候補者へ郵送で交付します。受領後、この確認書を契約業者へ渡すこと。

別記第2号様式(第3条関係)

その3

確認番号 第 号

ポスター作成枚数確認書

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年4月 日

府中市選挙管理委員会
委員長 玉山 洋 印

- 1 令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙
- 2 候補者の名前 甲野 太郎
- 3 確認枚数 150枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、府中市に支払を請求することはできません。

⑤ (候補者 → 契約業者) ※契約の履行確認後直ちに契約業者へ交付すること。

別記様式第6号 (第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

令和8年 4月18日

令和8年 4月26日執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏名又は名称	美紙印刷株式会社
	住所(所在地)	府中市〇〇町20番地の1
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 美紙 六郎
	作成枚数	160枚
	作成金額	192,000円
	ポスター掲示場数	150枚

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、府中市に支払いを請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

586.88円 × ポスター掲示場数 + 105,417円

＝単価(1円未満の端数は切上げ)

ポスター掲示場数

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

⑥ (契約業者→選管) ※契約業者は選挙終了後、速やかに候補者から交付された証明書、確認書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限:

その4

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月26日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町20番地の1

氏名又は名称 美紙印刷株式会社

代表者の氏名 美紙 六郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1 請求金額	180,000円
2 内 訳	請求内訳書のとおり
3 令和8年 4月26日執行	府中市議会議員一般選挙
4 候補者の氏名	甲野 太郎
備考	<p>1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。</p> <p>2 候補者が供託物を没収された場合には、府中市に支払を請求することはできません。</p>

請求内訳書

ポスター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金額 A×B= C	単価 D	枚数 E	金額 D×E= F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I
個所 150	円 1,200	枚 160	円 192,000	円 1,290	枚 150	円 193,500	円 1,200	枚 150	円 180,000

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数} + 105,471 \text{ 円} \quad \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

ポスター掲示場数

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

※作成金額(192,000円)から市への請求金額(180,000円)を差し引いた額(12,000円)については、契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

(6) 【市長選挙】ビラ作成契約により、選挙運動用ビラの作成の公費負担制度の適用を受ける場合の手続例

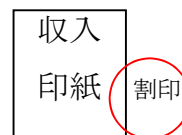
(注)

- ① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その2）を4月17日から4月20日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。
- ② 候補者は、4月17日から4月20日までに、ビラ作成枚数確認申請書（別記第2号様式その2）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。
その後、府中市選挙管理委員会から候補者へ確認書を郵送で交付します。
候補者は、この確認書を、受領後直ちに契約業者へ渡してください。
- ③ 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約業者へ証明書（別記第5号様式）を交付してください。
- ④ 契約業者は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された確認書、証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その3）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月13日）
ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合は、上記の請求書の提出はできません。

※ ビラ作成の公費負担の対象となるのは、選挙運動用ビラの印刷代のみです。葉書の印刷代は、公費負担の対象とはなりません。

① (候補者 ↔ 契約業者)

選挙運動用ビラ作成契約書



府中市長選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。) と **芦田印刷株式会社** (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条第 1 項第 6 号に定める選挙運動用ビラ

2 枚 数 **17,000枚**

3 契約金額 **153,000円** ※消費税を含めた金額で契約すること。
(単価 **9.0円**)

4 納入期限

令和8年4月11日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した時には、乙は府中市に請求できない。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 3 日

甲 府中市長選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 (印)

乙 住 所 府中市〇〇町30番地

氏 名 芦田印刷株式会社

代表取締役

氏 名 芦 田 九 郎 (印)

②（候補者→選管） ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式（第2条関係）

その2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成に係る契約を締結したので、届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市長選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名（自署）又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	1枚当たりの単価	作成契約金額	
令和8年4月3日	府中市〇〇町30番地 芦田印刷株式会社 代表取締役 芦田 九郎	17,000 枚	9 円	153,000 円	
年 月 日		枚	円	円	
年 月 日		枚	円	円	

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

③ (候補者 → 選管) ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第2号様式 (第3条関係)

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市長選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 契約年月日	令和8年4月3日	
2 の相 手方	(1)名前又は名称	芦田印刷株式会社
	(2)住所(所在地)	府中市〇〇町30番地
	(3)法人にあってはその代表者の名前	代表取締役 芦田 九郎
3 確認申請枚数	16,000 枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	枚
今回の枚数(b)	17,000 枚	16,000 枚
枚数計(a)+(b)	17,000 枚	16,000 枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から府中市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

※3の確認申請枚数について

- ① 1業者のみと契約し、公費負担の適用を受けようとする場合
確認申請枚数は、16,000枚を超えてはいけません。
- ② 複数の業者と契約し、各々の契約について公費負担の適用を受けようとする場合
業者ごとに確認申請書の提出が必要であり、各々の確認申請書の確認申請枚数を合計したものが16,000枚を超えてはいけません。

④ (選管 → 候補者 → 契約業者) ※確認申請書が提出された後、選管から候補者へ郵送で交付します。受領後、この確認書を契約業者へ渡すこと。

別記第3号様式 (第3条関係)

その2

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 月 日

府中市選挙管理委員会
委員長 玉山 洋 印

- 1 令和8年4月26日 執行 府中市長選挙
- 2 候補者の名前 甲野 太郎
- 3 確認枚数 16,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、府中市に支払を請求することはできません。

⑤ (候補者 → 契約業者) ※契約の履行確認後直ちに契約業者へ交付すること。

別記第5号様式 (第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

令和8年 4月18日

令和8年 4月26日執行 府中市長選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

ビラ作成業者	氏名又は名称	芦田印刷株式会社
	住所(所在地)	府中市〇〇町30番地
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 芦田 九郎
	作成枚数	17,000枚
	作成金額	153,000円
	備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、府中市に支払いを請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

市長選挙	枚数の限度	16,000枚
市議会議員選挙	枚数の限度	4,000枚
 - (2) 限度額 **8円38銭**(単価) × 確認を受けた作成枚数

⑥ (契約業者 選管) ※契約業者は選挙終了後、速やかに候補者から交付された証明書、確認書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月13日)

別記第6号様式 候補者ごとに作成すること。

その3

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月26日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町30番地

氏名又は名称 芦田印刷株式会社

代表者の氏名 芦田 九郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1	請求金額	134,080 円
2	内 訳	請求内訳書のとおり
3	令和8年 4月26日執行	府中市長選挙
4	候補者の氏名	甲野 太郎
備考		
1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。		
2 候補者が供託物を没収された場合には、府中市に支払を請求することはできません。		

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
9	17,000	153,000	8.38	16,000	134,080	8.38	16,000	134,080

備考

- E欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

※作成金額(153,000円)から市への請求金額(134,080円)を差し引いた額(18,920円)については、契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。

(6) 【市議会議員一般選挙】ビラ作成契約により、選挙運動用ビラの作成の公費負担制度の適用を受ける場合の手続例

(注)

① 候補者は、この契約を締結した場合、契約締結の届出書（別記第1号様式その2）を4月19日から4月22日までに府中市選挙管理委員会へ提出してください。

② 候補者は、4月19日から4月22日までに、ビラ作成枚数確認申請書（別記第2号様式その2）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。

その後、府中市選挙管理委員会から候補者へ確認書を郵送で交付します。

候補者は、この確認書を、受領後直ちに契約業者へ渡してください。

③ 候補者は、契約の履行確認後直ちに、契約業者へ証明書（別記第5号様式）を交付してください。

④ 契約業者は、選挙終了後速やかに、候補者から交付された確認書、証明書を添付して府中市長あての請求書（別記第7号様式その3）を府中市選挙管理委員会へ提出してください。（提出期限：5月15日）

ただし、候補者が供託物を没収されることになった場合は、上記の請求書の提出はできません。

※ ビラ作成の公費負担の対象となるのは、選挙運動用ビラの印刷代のみです。葉書の印刷代は、公費負担の対象とはなりません。

① (候補者 ↔ 契約業者)

選挙運動用ビラ作成契約書



府中市議会議員一般選挙候補者 **甲 野 太 郎** (以下「甲」という。)と
芦田印刷株式会社 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり
契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラ

2 枚 数 **4,000枚**

3 契約金額 **34,000円** ※消費税を含めた金額で契約すること。
(単価 **8.5円**)

4 納入期限

令和8年4月11日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき府中市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、府中市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した時には、乙は府中市に請求できない。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和8年 4 月 3 日

甲 府中市議会議員一般選挙候補者

住 所 府中市〇〇町123番地の1

氏 名 甲 野 太 郎 印

乙 住 所 府中市〇〇町30番地

氏 名 芦田印刷株式会社

代表取締役

氏 名 芦 田 九 郎 印

② (候補者 → 選管) ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第1号様式 (第2条関係)

その2

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年4月19日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者

甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

契約年月日	契約の相手方の名前又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の名前	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年4月3日	府中市〇〇町30番地 芦田印刷株式会社 代表取締役 芦田 九郎	4,000 枚	34,000 円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

③ (候補者 → 選管) ※4月20日までに選管へ提出すること。

別記第2号様式 (第3条関係)

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年4月18日

令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

府中市選挙管理委員会委員長 様

1 契約年月日	令和8年4月3日	
2 の相手方	(1)名前又は名称	芦田印刷株式会社
	(2)住所(所在地)	府中市〇〇町30番地
	(3)法人にあってはその代表者の名前	代表取締役 芦田 九郎
3 確認申請枚数	4,000 枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	枚
今回の枚数(b)	4,000 枚	4,000 枚
枚数計(a)+(b)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		

備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から府中市選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積金額」欄には、他のビラ作成業者から購入した金額も含めて記載してください。

※ 3の確認申請枚数について

① 1業者のみと契約し、公費負担の適用を受けようとする場合

確認申請枚数は、4,000枚を超えてはいけません。

② 複数の業者と契約し、各々の契約について公費負担の適用を受けようとする場合

業者ごとに確認申請書の提出が必要であり、各々の確認申請書の確認申請枚数を合計したものが4,000枚を超えてはいけません。

④ (選管 → 候補者 → 契約業者) ※確認申請書が提出された後、選管から候補者へ郵送で交付します。受領後、この確認書を契約業者へ渡すこと。

別記第3号様式 (第3条関係)

その2

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 月 日

府中市選挙管理委員会
委員長 玉山 洋 印

- 1 令和8年4月26日 執行 府中市議会議員一般選挙
- 2 候補者の名前 甲野 太郎
- 3 確認枚数 4,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、府中市に支払を請求することはできません。

⑤ (候補者 → 契約業者) ※契約の履行確認後直ちに契約業者へ交付すること。

別記第5号様式 (第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

令和8年 4月18日

令和8年 4月26日執行 府中市議会議員一般選挙

候補者 甲野 太郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

ビラ作成業者	氏名又は名称	芦田印刷株式会社
	住所(所在地)	府中市〇〇町30番地
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 芦田 九郎
	作成枚数	4,000枚
	作成金額	34,000円
	備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が府中市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、府中市に支払いを請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

市長選挙	枚数の限度	16,000枚
市議会議員選挙	枚数の限度	4,000枚
 - (2) 限度額 **8円38銭**(単価) × 確認を受けた作成枚数

⑥ (契約業者→選管) ※契約業者は選挙終了後、速やかに候補者から交付された証明書、確認書を添付して選管へ請求書を提出してください。(提出期限：5月13日)

別記第6号様式

候補者ごとに作成すること。

その3

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

府中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 4月26日

府中市長 様

住 所 府中市〇〇町30番地

氏名又は名称 芦田印刷株式会社

代表者の氏名 芦田 九郎



※本人が署名(自署)又は記名・押印してください。

1	請求金額	33,520 円
2	内 訳	請求内訳書のとおり
3	令和8年 4月26日執行	府中市議会議員一般選挙
4	候補者の氏名	甲野 太郎
備考		
1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。		
2 候補者が供託物を没収された場合には、府中市に支払を請求することはできません。		

請求内訳書

この欄の数値は証明書の数値と一致するものであること。

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
8.5	4,000	34,000	8.38	4,000	33,520	8.38	4,000	33,520

備考

- 1 E欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

※作成金額(34,000円)から市への請求金額(33,520円)を差し引いた額(480円)については、契約業者は候補者へ請求し、候補者が支払うことになります。